

国立歴史民俗博物館研究教育職員の任期に関する規程

〔平成17年4月25日〕
〔歴博規第46号〕

最近改正 平成20年3月28日

(目的)

第1条 大学共同利用機関法人人間文化研究機構の研究教育職員の任期に関する規程(以下、「規程」という。)に基づき、国立歴史民俗博物館における研究教育職員の任期に関する規程を定める。

(任期を定める教員の職等)

第2条 任期を定めて任用する教員の研究組織及び職等は、別表に定めるとおりとする。

附 則

この規程は、平成17年4月25日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行し、同日以降に新たに採用される者について適用する。
- 2 この規程の施行日前からの在職者については、なお従前の例によるものとする。

別表 第2条関係

研究組織	職	任期	再任の可否
研究部	助教	5年	否